

総合評価基準

I 畜産クラスター計画の評価項目一覧

評価基準	配点基準
（１）計画の具体性と実施見込 取組の内容（畜産農家や関係機関の役割、規模（頭数、生産量等）、地域の現状（これまでの取組）、新たに開始する活動の内容）が明確になっており、取組が確実に実施されると見込まれるかについて評価。	10ポイント
（２）収益性向上の目標の明確性とその達成見込 畜産クラスター計画に位置づけられた取組毎に、収益性向上等に資するものとして、 ①コスト削減、 ②販売額の増加（高付加価値化、新規需要の創出、生産量の増加） のいずれかの目標が明確に設定されているか、また、（１）の取組が実施された場合の目標の実現見込について、取組に関連するこれまでの取組や技術的な諸元も踏まえ評価。	15ポイント
（３）政策課題への対応 畜産クラスター計画の目的が、以下の政策課題に対応する場合、その達成見込も考慮して、1政策課題につき、5ポイント（③については8ポイント）を加算し、合計が15ポイントを超える場合には15ポイント。 ① 繁殖基盤の強化（繁殖雌牛の増頭）のための取組 ② 搾乳牛の増加、乳量の増加のための取組 ③ 担い手の確保のための取組 ④ 飼料自給率の向上のための取組 ⑤ 放牧推進のための取組 ⑥ 耕畜連携の推進のための取組 ⑦ 畜産環境問題の改善のための取組	15ポイント
（４）都道府県が主体的に推進する施策への対応 （３）のいずれかの政策課題に対応する取組について、以下の観点において都道府県が特に推進すべき取組が含まれる計画について評価。 ① 当該計画による都道府県の畜産の生産に与える効果（生産量、生産額の増加効果等）が、相当程度大きいこと。	10ポイント

② 地域の畜産の現状に鑑み、早急に対応すべき課題の解決に資するものであること。 ③ 畜産を核とした地域産業の確立に資するものであること。 ④ 地域の畜産物又は生産資材の流通合理化に資するものであること。 ⑤ 都道府県内の他地域や他県への展開が期待されるものであること。	
(5) 取組・連携体制の継続性 協議会や中心的な経営体の取組・連携が継続的に行われる体制であるか、また、これまでの地域の取組状況について評価。	5 ポイント
(6) その他の効果 雇用や女性の参画、畜産農家以外の者の収益性向上等、地域への波及効果が盛り込まれているかを評価。	5 ポイント

Ⅱ 施設整備による効果

1 施設整備による直接的な効果

評価基準	配分基準
(1) 中心的な経営体の収益性向上効果 施設整備を実施した（又は整備した施設を借り受けた）中心的な経営体の収益性向上効果をその達成見込を考慮して評価。	15ポイント
(2) 施設整備による生産基盤強化、担い手確保、飼料自給率等への効果 施設整備による家畜飼養頭羽数、新規就農、飼料生産等への効果について、その達成見込を考慮して評価。 ※ 家畜飼養頭羽数等への効果については、施設整備の種類に応じて、以下のいずれかを選択し評価するとともに、達成見込について加点して評価。 ① 家畜飼養管理施設・家畜排せつ物処理施設（飼養頭羽数の伸び率） ・ 10%以上 . . . 5点 ・ 8%以上 . . . 4点 ・ 6%以上 . . . 3点 ・ 4%以上 . . . 2点 ・ 2%以上 . . . 1点 ② 家畜飼養管理施設のうち新規就農（新規就農者数） ・ 3者以上 . . . 8点 ・ 2者以上 . . . 6点 ・ 1者以上 . . . 5点 ③ 自給飼料関連施設 （飼料の作付面積、収穫量、単収又は飼料自給率の拡大） ・ 10㌦以上 . . . 5点 ・ 8㌦以上 . . . 4点 ・ 6㌦以上 . . . 3点 ・ 4㌦以上 . . . 2点 ・ 2㌦以上 . . . 1点 ・ 飼料自給率は、粗飼料又は濃厚飼料の別で判断することも可。 ④ 畜産物加工施設 （整備した畜産物加工施設における全処理量に対する当該協議会構成員の生産した畜産物の処理量の割合） ・ 100% . . . 5点 ・ 90%以上 . . . 4点 ・ 80%以上 . . . 3点 ・ 70%以上 . . . 2点 ・ 60%以上 . . . 1点 ⑤ 施設の補改修 ・ 補改修する施設に応じて、上記①～④に準じて評価。	15ポイント

2 施設整備の地域全体への波及効果

評価基準	配分基準
(1) 畜産クラスター計画における施設等の位置づけ 畜産クラスター計画における当該施設の位置づけについて、以下の観点で評価。 ① 当該施設の規模・設備の内容が、畜産クラスター計画に定められた取組の内容に整合するものであり、畜産クラスター計画の目標達成に資するものであるかについて評価。 ② 当該施設の具体的な活用方法について、当該施設で生産される畜産物や生産資材の品質の向上、販売価格の向上又はコスト低減に資するものであるかについて評価。	15ポイント
(2) 地域全体への効果 畜産クラスター計画全体に占める施設整備の事業効果について、以下の観点で評価。 ① 畜産クラスター計画に定められた他の取組の収益性向上の目標に与える肯定的な影響度合いについて評価（同一の計画に定められた関連する他の取組への影響が大きい場合には高く評価。影響が限定的である場合には低く評価）。 ② 施設を整備する者、利用主体の取組により、雇用創出、技術レベルの向上、協議会の参加者の増加等の波及効果が見込めるか。	15ポイント